

障害者活躍推進計画

1. 計画概要

機関名	桑名市上下水道部
任命権者	桑名市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 桑名市上下水道部における障害者雇用に関する課題

桑名市上下水道部においては、桑名市（市長部局）との特例認定を受けており、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っています。なお、令和元年6月1日現在の障害者雇用率は3.19%で法定雇用率を達成しています。

しかしながら、今後の法定雇用率の引き上げや会計年度任用職員任用に伴う算定対象職員の見直しにより法定雇用率を下回ることが懸念されるため、障害者の積極的な採用が実現するよう市長部局と連携しながら、障害者である職員がいきいきと活躍できる職場環境づくりや各種取組の推進を図ることが必要です。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、市グループウェア等で全職員に周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

4. 目標

(1) 採用に関する目標

桑名市上下水道部では正規職員の独自採用は行っていませんが、人事異動で他機関から障害者である職員が配属されたときのために、研修を継続的に行い、障害者への理解を深めます。

なお、障害者である職員の実雇用率については、桑名市（市長部局）と合わせて、毎年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とします。

参考）6月1日現在の実雇用率

	6月1日現在の実雇用率	法定雇用率
平成30年	2.55%	2.5%
令和元年	3.19%	

(2) 定着に関する目標

障害の種類や程度にあった業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。

5. 障害者の活躍推進に向けた取組

(1) 障害者の活躍を推進する体制づくり

障害者雇用推進者として企画総務課長を選任します。

また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者生活職業相談員資格認定講習を受講することとします。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討します。

また、定期的に所属長による面談を実施し、障害者である職員と業務内容が適切にマッチングしているかを点検するとともに、障害者からの意見・要望や、今後採用する障害者に求める能力等を整理し、職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者である職員本人や、職場で支援にあたる管理者等が相談できる体制を整えるほか、所属の管理監督者による目標管理面談を通じて、障害者である職員に対する必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

また、募集・採用を行う際は、以下の取扱いを行わないこととします。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・ 「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行ができること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・ 特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨を鑑み、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。